

著作権法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正の趣旨

本政令は、①著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第31条第1項第1号及び同条第2項の委任に基づき、特定図書館等による図書館資料の複製物の提供及び公衆送信について、図書館等における著作物の全部の複製又は公衆送信が認められる著作物の類型を追加するとともに、②法第41条の2第2項の委任に基づき、公衆送信等を行うことのできる行政審判手続を規定する法律を追加するものである。

※①②ともに法第86条及び第102条で準用する場合を含む。

2. 改正の概要

(1) 図書館等において全部の複製及び公衆送信を可能とする著作物の追加について（第1条の4・第1条の5関係）

- 図書館資料を用いて図書館等が行う著作物の複製物の作成及び提供（法第31条第1項第1号）並びに特定図書館等が行う著作物の公衆送信（同条第2項）については、原則として「著作物の一部分」を対象としつつ、著作物の全部の複製物の提供（又は公衆送信）が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物であって政令で定めるものについては、「全部」の利用が可能とされている。
- 今回、新たに権利者団体等の関係団体との調整が整ったことから、言語の著作物のうち、その全部が図書館資料の見開き面（紙の図書館資料にあっては当該図書館資料を開いたときに一覧することができる2枚の紙から成る面をいい、紙以外の図書館資料にあってはこの面に相当するものとして文部科学省令で定める当該図書館資料の一部分をいう。）の1又は連続する2の見開き面に掲載されているもの（定期刊行物に掲載されたものは除く。）について、対象として規定することとする。

(2) 著作物の公衆送信等を行うことができる行政審判手続を定める法律の追加について（第2条の4関係）

- 裁判手続及び行政審判手続については、裁判等の機会を保障し、国民の権利利益を救済する観点から、法第41条の2第1項において、必要な範囲内での著作物の複製について、著作権者の許諾なく行えることとしており、さらに、同条第2項において、行政審判手続のうち、特許法その他政令で定める法律の規定によるものについて、必要な範囲内での著作物の公衆送信等について、著作権者の許諾なく行えることとしている。
- 今回、法第41条の2第2項に基づいて著作物の公衆送信等を行うことができる行政審判手続に、関係者からの声を踏まえ、著作権者の許諾なく著作物の公衆送信等を行う必要性が新たに認められた行政審判手続を加えることとする。具体的には、政令で定める法律として以下を加えることとする。
 - ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）
 - ② 実用新案法（昭和34年法律第123号）
 - ③ 意匠法（昭和34年法律第125号）
 - ④ 商標法（昭和34年法律第127号）
 - ⑤ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

3. 施行日

公布の日から起算して20日を経過した日